

# 東京都景観計画に基づく 屋外広告物の規制

東京都では、東京都景観計画（平成19年3月策定）において、特に良好な景観形成を進める地区を景観形成特別地区として指定し、屋外広告物の表示又は設置について、条例等に定める一般的な基準に加え、当該区域独自の基準を定めています。

こうした取り組みをさらに充実させるため、平成20年4月に当計画を変更し、新たに景観形成特別地区を追加指定しました。

当パンフレットでは、この景観形成特別地区が適用される区域や基準等について紹介します。

平成20年4月

# 1 文化財庭園等景観形成特別地区

## ① 表示等を制限する区域

景観形成特別地区の区域内（庭園の区域から概ね 200m の範囲を目安としています。また、各庭園からの見通しを考慮するとともに、道路や敷地境界などで、規制区域を明確に設定する必要がある場合は、200m を超えて範囲を設定しています）で、かつ、地盤面から 20m 以上の部分を規制区域とします。

## ② 規制区域内で表示できる屋外広告物

下表に定める基準に適合する **自家用広告物**（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）に限り表示することができます。

区分	表示等の制限に関する事項
屋上設置の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。
建物壁面等の広告物	<input type="checkbox"/> 地盤面から 20m 以上の部分では、広告物に光源を使用しない。
広告物の色彩※1	<input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ 20m 以上の部分を利用する広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を定める。
表示等の制限の例外	<input type="checkbox"/> 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示できる。

※1 色彩については、P 6 の「東京都景観色彩ガイドライン」の抜粋を参照してください。

※2 上表に定める基準に適合する公共公益目的の広告物及び非営利目的の広告物については、表示可能です。

### ③ 文化財庭園等景観形成特別地区の区域

規制区域は地図中の  内です。

#### ア. 平成 19 年 4 月指定（平成 19 年 5 月 1 日を基準日）

##### ○ 浜離宮恩賜庭園・旧芝離宮庭園の周囲の区域

中央区銀座八丁目、築地五丁目、築地六丁目、浜離宮庭園、港区芝浦一丁目、海岸一丁目、海岸二丁目及び東新橋一丁目のうち、右の地図に示す区域で、地盤面から高さ 20 メートル以上の空間



##### ○ 新宿御苑の周囲の区域

新宿区大京町、四谷四丁目、内藤町、新宿一丁目、新宿二丁目、新宿三丁目、新宿四丁目、渋谷区千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷五丁目及び千駄ヶ谷六丁目のうち、右の地図に示す区域で、地盤面から高さ 20 メートル以上の空間



##### ○ 清澄庭園の周囲の区域

江東区清澄二丁目、清澄三丁目、平野一丁目、三好一丁目、白河一丁目、佐賀二丁目、福住二丁目、深川一丁目及び深川二丁目のうち、右の地図に示す区域で、地盤面から高さ 20 メートル以上の空間



※ 区域でご不明な点は、屋外広告物許可申請窓口等までお問い合わせください。

## イ. 平成 20 年 4 月指定（平成 20 年 5 月 1 日を基準日）

### ○ 小石川後楽園の周囲の区域

文京区後楽一丁目、後楽二丁目及び春日一丁目のうち右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20メートル以上の空間



### ○ 六義園の周囲の区域

文京区本駒込五丁目、本駒込六丁目、豊島区巣鴨一丁目、駒込一丁目及び駒込二丁目のうち右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20メートル以上の空間



### ○ 旧岩崎邸庭園の周囲の区域

文京区湯島三丁目、湯島四丁目及び台東区池之端一丁目のうち右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20メートル以上の空間



### ○ 旧古河庭園の周囲の区域

北区西ヶ原一丁目のうち右の地図に示す区域における地盤面から高さ 20メートル以上の空間



※ 区域でご不明な点は、屋外広告物許可申請窓口等までお問い合わせください。

## 2 水辺景観形成特別地区

### ① 表示等を制限する区域

景観形成特別地区の区域内とします。

### ② 規制区域内で表示できる屋外広告物

下表に定める基準に適合する広告物について表示することができます。ただし、広告協定地区（臨海部）における広告物は、臨海副都心広告協定に定められたルールによります。

区分	表示等の制限に関する事項
屋上設置の広告物	<input type="checkbox"/> 建物の屋上に、広告物を表示し、又は設置しない。
建物壁面等の広告物	<input type="checkbox"/> 広告物の光源に、赤色又は黄色※1を使用しない。 <input type="checkbox"/> 光源は点滅させない。
広告物の色彩※2	<input type="checkbox"/> 建物の壁面のうち、高さ10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一広告物の表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度を定める。
表示等の制限の例外	<input type="checkbox"/> 許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 <input type="checkbox"/> この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。

※1 赤色又は黄色とは、JIS（JIS Z 9101）に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤又は黄とします。

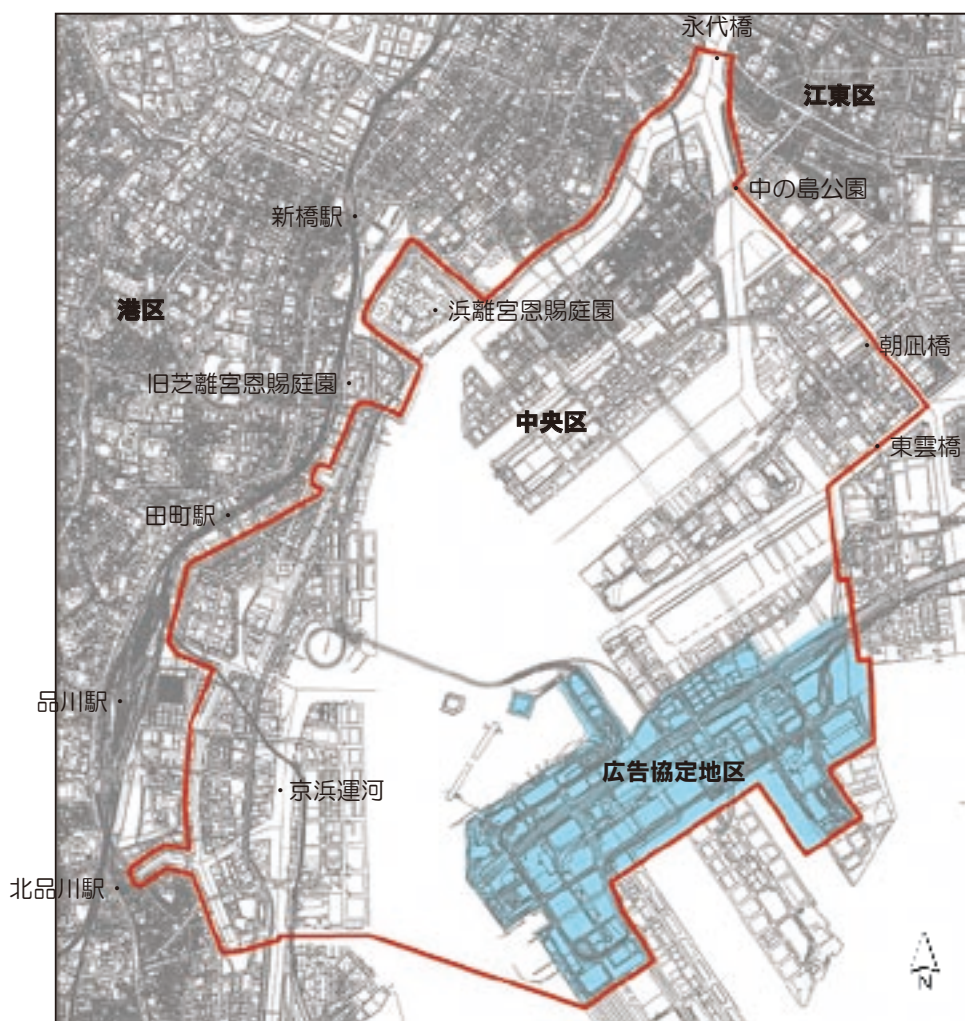
※2 色彩については、P6の「東京都景観色彩ガイドライン」の抜粋を参照してください。

### ③ 水辺景観形成特別地区の区域

規制区域は、次ページの地図中の  内です。（平成19年4月指定（平成19年5月1日を基準日））

中央区湊二丁目、湊三丁目、明石町、築地五丁目、築地六丁目、築地七丁目、浜離宮庭園、新川一丁目、新川二丁目、佃一丁目、佃二丁目、佃三丁目、月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、勝どき一丁目、勝どき二丁目、勝どき三丁目、勝どき四丁目、勝どき五丁目、勝どき六丁目、豊海町、晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目、晴海五丁目、港区芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、芝浦四丁目、海岸一丁目、海岸二丁目、海岸三丁目、港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目、港南四丁目、港南五丁目、江東区永代一丁目、越中島一丁目、豊洲一丁目、豊洲二丁目、豊洲三丁目、豊洲四丁目、豊洲五丁目、豊洲六丁目、東雲二丁目、有明一丁目、有明二丁目、品川区北品川一丁目、東品川一丁目、東品川二丁目及び東品川五丁目の区域のうち、次のページの地図に示す区域（広告協定地区を除く。※3）

※3 広告協定地区は、港区台場一丁目、台場二丁目、江東区青海一丁目、青海二丁目、有明二丁目、有明三丁目及び品川区東八塩の区域のうち、次ページの地図に示す区域



※ 区域でご不明な点は、屋外広告物許可申請窓口等までお問い合わせください。

## 経過措置について

東京都屋外広告物条例の許可を受けて表示又は設置されている広告物について、次の経過措置が適用されます。

### 【平成 19 年 4 月指定（平成 19 年 5 月 1 日を基準日：新宿御苑、水辺景観形成特別地区等）】

- 平成 18 年 4 月 30 日以前に許可を受けたもの：基準日から3年間を経過措置期間とし、平成 22 年 4 月 30 日までを許可期間とする。
- 平成 18 年 5 月 1 日～平成 19 年 4 月 30 日に許可を受けたもの：基準日以降、1 回目の更新の期間満了までを経過措置期間とし、最大で平成 23 年 4 月 30 日までを許可期間とする。

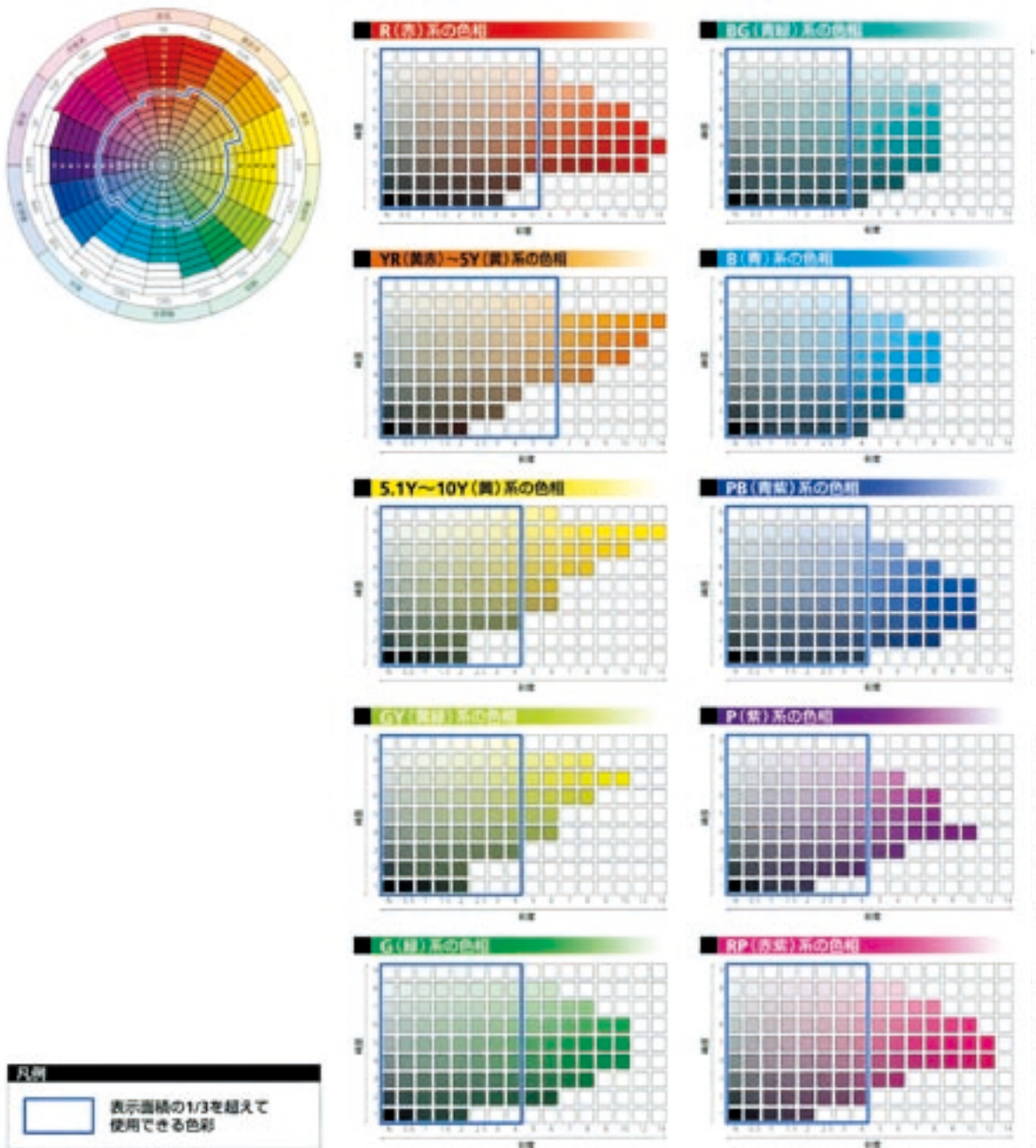
### 【平成 20 年 4 月指定（平成 20 年 5 月 1 日を基準日：小石川後楽園、六義園等）】

- 平成 19 年 4 月 30 日以前に許可を受けたもの：基準日から3年間を経過措置期間とし、平成 23 年 4 月 30 日までを許可期間とする。
- 平成 19 年 5 月 1 日～平成 20 年 4 月 30 日に許可を受けたもの：基準日以降、1 回目の更新の期間満了までを経過措置期間とし、最大で平成 24 年 4 月 30 日までを許可期間とする。

## 広告物の色彩基準(東京都景観色彩ガイドラインの抜粋)

景観形成特別地区の区域内において、一広告物の表示面積の1/3を超えて使用できる色彩は次の通りです。

	色相	彩度
屋外広告物の色彩	0. 1R~10R	5 以下
	0. 1YR~5Y	6 以下
	5. 1Y~10G	4 以下
	0. 1BG~10B	3 以下
	0. 1PB~10RP	4 以下



※ 上記はマンセル表色系に定められた色彩のイメージを示したものです。正確な色彩についてはJISによりご確認ください。

